## あさひが丘自治会だより4月号

- ◎ 「定期総会の開催関係について=自治会長」
  - ~5年度総会で自治会規約改正・決議をした「代議員制度」の実施2年目となります~
  - 1 令和6年度自治会「定期総会」予定日及び出席者等
    - (1) 日時、場所 令和6年5月19日(日)14時から あさひが丘自治会館ホール
    - (2) 出席者 令和5年度常任役員及び副部長、各班からの代議員2人以内
    - 《 総会「代議員」予定者及び任務(規約第9条の2、9条の3)》
      - A 代議員予定者 原則として現班長及び新班長予定者、若しくはその代理者
      - B 代議員の任務 総会に出席し、議案を審議し議決する。
    - 《「総会の成立」「議案の議決」(規約第11条4項、同5項)》
      - A 総会の成立 代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)で成立する。
      - B 議案の議決 出席した代議員の過半数の賛成により決する。
  - 2「全会員からの意見集約」とその対応予定等
    - (1) <u>意見集約</u> 4 月末頃「総会議案書」の各戸配付後、「<u>自治会だより 5 月号(5/上旬)」に</u>より、書式を例示し、全会員からの意見・要望等を聴取することとします。
    - (2) <u>意見・要望等の対応</u> 主な対応は、令和3年度、同4年度・5年度と同様に「<u>自治会だ</u> より6月号」によりお知らせするほか、必要により常任役員等会議で対応を協 議・決定し、その後の「自治会だより」によりお知らせすることとします。
    - 3 今後の主なスケジュール
      - ◎ 4月13日(土) 常任役員等会議~「総会議案書」の決議、印刷へ
      - ◎ 4月25日(木) 「総会議案書」を各班長に配付、各戸配付へ
      - ◎ 5月10日(金) 各班「代議員」の決定・集約、代議員名簿等の作成へ

[令和6年4月 総務部]

[あさひが丘自治会のHPは、http://www3.plala.or.jp/asahigaoka/ です。]